

(議長)

日程第12、議案第6号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第6号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業として、5事業に係る経費の補正と生活交通バス路線維持費等補助など、その他事業として6事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,414万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,970万8千円とするものでございます。

併せまして、繰り越し明許費、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書17頁の補正予算構成表をお開き願いたいと思います。

最初に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業につきまして、まとめてご説明申し上げます。資料は8頁をお開き願いたいと思います。

まず、この交付金の概要でございますが、感染拡大防止や医療提供体制の整備など、都道府県の取り組みを包括的に支援することを目的とした交付金でございます。都道府県が行う事業の他、市町村の事業に対して都道府県が補助する事業も交付の対象となるもので、今回児童福祉施設等における感染防止対策支援のメニューを活用して、事業を行うものでございます。

それぞれの事業の内容でございますが、マスクやアルコール、ハンドソープ、防護服、あるいは、スプレースタンド、加湿器、非接触型体温計など、感染拡大防止のための消耗品や備品を整備するもので、なかよし、つばさと水堀学童保育所、認定こども園、常設保育所の計7施設と乳児家庭全戸訪問事業に、それぞれ各50万円ずつ経費を

計上するものでございます。水堀学童保育所と認定こども園につきましては、町からの補助となっております。

5つの事業で、補正額は400万円でございます、財源は全額道支出金となっております。

続きまして、生活交通バス路線維持費等補助でございます。

例年12月定例会で、補正をお願いしているもので、函館バスが運行している、檜山海岸線や江差八雲線、南線など、13系統の路線について、生活路線の維持のために補助をしているものでございます。補正額は1,748万2千円、全額一般財源でございます。

次に、困りごと支援相談員配置でございます。

第2回臨時会におきまして、相談員の配置の経費を、また、第3回臨時会で6か月延長し、来年1月までの経費の補正をお願いし議決頂きましたが、固定資産税や国保税、介護保険料の減免などの支援もして頂くため、任期を更に2か月延長して3月31日までとする経費について、補正をお願いするものでございます。補正額は35万円、全額一般財源でございます。

次に、過年度還付金（令和元年度子ども子育て支援交付金返還）でございます。

放課後児童健全育成事業などの事業に係る補助金につきまして、実績報告による清算に伴い返還金が発生したので、補正をお願いするものでございます。補正額は44万5千円、全額一般財源でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰り出し金でございます。

令和3年度から施行される給与所得控除や保険料算定方法の変更などの税制改正に対応するため、電算システムを改修する経費について繰り出しを行うもので、補正額は44万9千円、全額一般財源でございます。

次に、介護保険特別会計繰り出し金でございます。

令和3年度から施行される訪問型サービスや通所型サービスなどといった、いわゆる第1号事業の対象者の弾力化や、第1号事業のサービス価格の上限の弾力化、在宅医療介護連携推進事業に関する見直しなどの介護保険制度の改正に対応するため、電算システムを改修する経費について繰り出しをするもので、補正額は134万8千円、全額一般財源でございます。

次に、地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク負担金でございます。

南檜山地域全体で将来に渡って持続可能な医療提供体制の構築に取り組むため、本年9月に設立された法人に係る負担金でございます。補正額は7万円、2分の1の3万5千円が道支出金で、残3万5千円が一般財源でございます。

補正額合計では2,414万4千円となり、道支出金が403万5千円、一般財源が2,010万9千円でございます。

次に、20頁をお開き願います。第2表、繰り越し明許費でございます。3本ござい

ます。

まず、陣屋円山地区町有地法面崩落防止でございますが、本年度、補正を議決頂きましたが、実施設計が10月末で完了しましたが、工期が6か月程度必要であること。冬季間の工事となると単価が上がることなどの理由から、翌年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、高度無線環境整備推進でございますが、事業自体は2か年事業でございますが、最終的に民間事業者に支払いをするのが翌年度であることから、繰り越しをするものでございます。

次に、檜山広域行政組合分担金、災害対応特殊救急自動車整備でございます。

車両のぎ装等に6か月から7か月程度の期間が必要であるとのことで、年度末までに納車をすることが難しいということでございまして、翌年度に繰り越しを行うものでございます。繰り越しする予算額は、いずれも記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

続きまして、21頁でございます。第3表、債務負担行為の補正でございます。

こちらも例年、お願いしておりますが、役場庁舎警備委託、役場庁舎清掃委託、在宅型総合福祉施設清掃委託について、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、今回、入札などで特に日にちを要する事業について、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。債務負担行為の期間、限度額は、それぞれ記載されているとおりでございますので、割愛させていただきます。

説明は以上となりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。簡潔にお聞きします。

いずれにしても、この時期ですので、コロナに関係するかも知れません。そういう意味で、2点。総務費企画費の生活交通バス路線、それから、衛生費保健衛生総務費の連

携推進法人、2つお聞きします。

まず、生活交通バス路線維持費ですが、交通体系云々かんぬんと言ったら、また大きくなるので、また別の機会に。当面のことでお聞きします。この補助金、バス路線の部分なんです、特に今回のコロナの関係で、相当の影響を乗客、バスを利用している方、影響あるのではないのかなと思うんですが、これに関して、今、どういう事業者とのやり取り、もしくは、経営の見通しで、結果的にこの補助金について、どのような話になっているのか。増やしてくれという話でもなっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、2点目。保健衛生総務費。いよいよ、連携推進法人、具体的に動き出すということでもあります。それでこの問題のそもそものは、結局、地域医療計画、地域医療構想、そして、今度は医療計画の見直しの中で大きな枠組みの中で、動いてきております。そもそも、私、改めて思ったんですが、やはり道立病院、結果的には、この推進連携法人。道立病院を核として、どうするかというのは、そもそもの論議です。今のこのコロナを見て、やはり、道立病院をぎじぎじにやってきた結果、こういうふうになら、午前午後で、一般質問でもしましたけれども、検査すらままならないという部分が施設、それから要因についてあります。この論議は、これから保健所が事務局等で引き続き行われると思います。その中で、しっかりと、やはり、このコロナのこと、しっかりと教訓に踏まえて、道立病院をそもそも感染症の対応のことも含めて、抜本的に強化すると、そういうこともしっかりと意見を言いながら、この法人をこれからしっかりと、肉付けしていくということが必要だと思うんです。その必要性について、特に感染症法、このコロナに関して意見を言っていくということについて、担当のお考えをお聞きしたいなと思います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から生活路線バスの関係で、コロナの影響に関するご質問がございました。

まず、昨年度の補助金と今年の補助金を比較します。260万程の増になってございます。昨年であれば、特に地域間幹線道路、幹線に関する例えば函館江差、あるいは、檜山海岸線、こういうところは、50万の補助金で済んだものが、今年は180万という金額になってございます。今回の補助金、今年度、この生活路線バスだとかの補助金に関しては、前年度の10月から9月までの乗車率に対しての補助金です。特に2月から6月迄の四半期で見ると、67%減という形での大きな減少になってございます。そういう減少を見越しての今回の補助金申請ということで、我々は補助金の交付の、今

回、提案させて頂いています。

以上です。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

地域医療連携推進法人の運営に関する質問かと思います。

これは、令和2年度、今年度に設立し、10月に設立総会というか、理事会を江差町で開催いたしました。実際のところ、コロナの関係がありまして、まだ、具体的な動きにはなっていないというのが事実でございます。来年度以降の事業案等々につきましては、12月の中旬に第2回の理事会を書面開催する予定で、今、事務局の方が動いておりますので、その中で、業務連携及び役割分担というところでは、今後の、今、起こっている現状で起こっているコロナウイルス感染症の問題も含めてのことにはなっていくと思いますが、3年、来年度、令和3年、令和7年の地域医療構想の終わりの時期までに、時間をかけていかなきゃならないところもあるかと思いますが、議員の意見も含めながら、運営の中で意見を言っていきたいかと思っております。

(議長)

いいですか。

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第7号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第7号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和元年度保険給付費等交付金普通交付金返還に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ725万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,242万2千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案第7号、国民健康保険費特別会計補正予算についてご説明いたします。議案書33頁、補正予算構成表をお開き下さい。

事業名は、令和元年度保険給付費等交付金、普通交付金返還で、実績清算による北海道に対する返還金でございます。補正額は725万7千円で財源は、全額一般財源で、前年度繰越金でございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第8号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第8号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、後期高齢者医療システム改修に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,160万9千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案第8号、後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

議案書45頁、補正予算構成表をお開き下さい。

事業名は、後期高齢者医療システム改修で、税制改正に伴い、令和3年度後期高齢者医療保険料の算定に必要なシステム改修でございます。補正額は56万1千円で、財源は国庫支出金が11万2千円、その他特定財源が44万9千円で、一般会計繰入金でございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第8号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、介護保険システム改修に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ222万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,605万8千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算について、ご説明させていただきます。

議案書57頁、補正予算構成表をご覧ください。

事業名は、介護保険システム改修でございます。令和2年6月に地域共生生活実現のための社会福祉法の一部改正する法律が改正されました。この改正に伴い、介護保険制度及び報酬改正などが、令和3年4月以降、段階的に実施されることから、適正に制度運用するため、現在稼働させている介護保険システムのプログラムをアップデートするための改修費用となっております。財源につきましては、国庫補助金88万円、一般会計からの繰入金134万8千円となっております。

以上、説明を終わります。お願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第9号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第10号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、及び日程第17、議案第11号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの他、建設工事委託に関する協定の一部を変更する条例の締結については、関連ありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

ただいま、一括上程となりました、議案第10号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、及び、議案第11号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、消費税還付に伴う一般会計繰り出しにかかる経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,712万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出総それぞれ4億4,476万1千円とするものでございます。併せまして、令和2年第2回定例会で議決頂きました、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事に関する協定につきまして、協定内容並びに債務負担行為補正の限度額を変更する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から議案第10号、及び議案第11号につきまして、補足説明申し上げます。

議案書69頁の補正予算構成表をお開き下さい。

消費税還付に伴います、一般会計への送り出しでございます。消費税率の改正に伴いまして、全国的な取り扱いの中で税務署より通知がございましたことから、これまでの確定申告の内容について、精査を行い、税務署と協議を行ったところ、起債償還に係ります消費税の納付税額の算出方法につきまして、一部修正等が必要になりましたことから修正申告を行いまして、還付となったところでございます。起債の償還に係る財源は、ほぼ全てが一般財源からの繰り入れでございますことから、還付された消費税を一般会計へ繰り出しするものでございます。補正額につきましては1,712万5千円、財源内訳は、全額その他特定財源となるものでございます。

続きまして、議案書73頁の第2表、債務負担行為補正でございます。本年、5月27日に開催されました、第2回臨時会において、債務負担行為補正の議決を頂きました、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事に関する協定でございますが、下水道事業団において、本年度から2か年事業として実施しています、下水道管理センターの中央監視装置の更新工事につきまして、工事の内容の精査や入札執行などによりまして全体事業費が確定しましたことから、債務負担行為補正の限度額につきましても、この変更に伴って併せまして7,820万円に変更するものでございます。

また、議案書 81 頁、議案第 11 号、定例会資料は、最終頁の資料 7 番でございます。この事業費の確定に伴いまして、本年、第 2 回定例会において、議決を頂きました協定の締結につきましても協定金額が変更となりますことから、協定の一部変更の議決をお願いするものでございます。

以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第 10 号、令和 2 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第 10 号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に、議案第 11 号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他、建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。